

地方公共団体情報システムの標準化に伴う
標準準拠システム導入に関する情報提供依頼

令和 7 年 5 月

豊田市総務部情報システム課

目次

1.	情報提供依頼の背景と目的	2
2.	情報提供依頼の前提条件	2
3.	情報提供依頼の概要	5
4.	情報提供依頼に対する質問	6
5.	情報等の取り扱い	6
6.	問合せ先	6

1. 情報提供依頼の背景と目的

「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」（令和 3 年法律第 40 号）に示されているとおり、地方公共団体は現行の情報システムについて、原則令和 7 年度末までに国が示す標準仕様に準拠したシステムに移行する必要があります。

本市においても、業務効率化・住民サービス向上等の観点から基幹システムの移行に向けて順次対応を進めてきたところですが、現行システムがパッケージシステムではない個別開発システムで運用されていること等により移行計画が難航し、一部のシステムについては、特定移行支援システムに該当する見込みとされています。

こうした経緯を踏まえ、本市における特定移行支援システムについて、標準準拠システムを開発する予定がある事業者様から導入可否や移行時期等に関する情報を提供いただくことを目的とし、情報提供依頼を行います。提供可能なシステムがある場合は回答に御協力ください。

2. 情報提供依頼の前提条件

（1）現行システムの概要

- ・汎用機（s y s t e m - i AS/400 IBMi V7.5）
- ・自庁内ネットワークにオンプレミス型で構築
- ・職員による自庁開発
- ・介護、障害者福祉業務など、一部のシステムにおいては部分的にパッケージシステムを導入

(2) 情報提供依頼の対象業務および調達単位

本市におけるシステムの調達単位および稼働時期は下表 1 のとおり予定しています。

情報提供依頼の対象は、C から I までの調達単位における標準準拠システム (⑪から⑳まで) および付随システム業務 (①から⑫まで) とします。

【表 1 情報提供依頼の対象業務および調達単位】

調達単位	標準準拠システム 業務名	付随システム 業務名	現行 システム	移行先 システム	移行予定 時期
A	① 住民記録		本情報提供依頼の範囲外 【移行第 1 グループ】		
	② 個人住民税				
	③ 法人住民税				
	④ 固定資産税				
	⑤ 軽自動車税				
	⑥ 国民年金				
	⑦ 国民健康保険				
	⑧ 印鑑				
B	⑨ 戸籍				
	⑩ 戸籍の附票				
C	⑪ 障害者福祉	① 医療費助成 ② 扶助料・市在重・県在重・扶養共済・有料道路割引・タクシー券・日具関係 ③ 障がい者就労奨励金・地域生活支援事業 ④ 県遺児手当、市ひとり親家庭等支援手当	独自開発	特定移行支援システムとして本情報提供依頼の対象 【移行第 2 グループ】	令和 8～ 令和 1 0 年度
	⑫ 児童手当				
	⑬ 児童扶養手当				
D	⑭ 介護保険		独自開発		
	⑮ 後期高齢者医療				
E	⑯ 生活保護（レセプト管理除く）	⑤ 中国残留邦人	独自開発		
F	⑰ 子ども・育て支援	⑥ 途中入園調整	独自開発		
G	⑱ 健康管理（特定健診等含む）	⑦ 後期高齢健診 ⑧ 結核患者管理 ⑨ 難病申請承認状況・小児慢性事業 ⑩ 医療保護入院届出 ⑪ 精神保健相談	独自開発	特定移行支援システムとして本情報提供依頼の対象 【移行第 3 グループ】	令和 9～ 令和 1 1 年度
H	⑲ 選挙		独自開発		
I	⑳ 就学	⑫ 特別支援就学奨励費	独自開発		

(3) 共通機能にかかる前提

団体内統合宛名番号管理および住登外者宛名番号管理については、表1の調達単位Aのシステム基盤において用意し、連携することを想定しています。

申請管理および統合滞納管理については、別途用意する申請管理システムおよび統合滞納管理システムにおいて管理を行い、連携することを想定しています。

統合収納管理については、現状、別システムの調達を行うことは想定していません。

(4) 環境構築にかかる前提

標準化業務のシステムにおいては原則ガバメントクラウドで稼働させることとします。ただし、付随業務のシステムを単独で稼働させる場合においては独自環境であることを妨げません。

また、本市庁舎からガバメントクラウドで稼働するシステムへの接続方法について、表1の調達単位Aの移行第1グループでは、本市が単独利用方式で用意するネットワークアカウントに有するAWS Transit Gatewayを利用して接続する予定です。

(5) 調達単位について

表1に示した調達単位について、情報提供依頼の段階であるため必ずしも調達単位に一致した範囲での回答を求めるものではありません。調達単位を満たせない場合でも、提供可能なシステムがあれば回答に御協力ください。

(6) 移行予定時期について

表1に示した移行予定時期について、調達単位CからFまでの移行第2グループは令和10年度末までの本稼働、調達単位GからIまでの移行第3グループは令和11年度末までの本稼働を想定しています。情報提供依頼の段階であるため必ずしも移行予定時期を満たす回答を求めるものではありませんが、自庁開発システムからの移行計画となるため、可能な限り移行予定時期を想定した回答に御協力ください。

3. 情報提供依頼の概要

(1) 配布資料

情報提供依頼の実施に伴い、次の資料を配布します。

- ・ 情報提供依頼書（本資料）
- ・ 別紙1 標準オプション機能一覧（Zip）
- ・ 別紙2 疎結合機能要件一覧（Zip）
- ・ 様式1 回答書（Excel）
- ・ 様式2 質問票（Excel）

(2) 回答様式

配布資料の「様式1 回答書」の内容に沿って御回答ください。調達単位CからIまでの業務システムについて、回答可能なすべての業務に記入をお願いします。

標準準拠システム業務に回答いただく場合は、「別紙1」を参照し、標準オプション機能への対応予定をご教示ください。

また、標準準拠システム業務のうち、⑪障害者福祉、⑭介護保険、⑮後期高齢者医療、⑯健康管理（特定健診等含む）、⑳就学 について回答いただく場合は、「別紙2」も併せて参照し、疎結合機能要望への対応可否をご教示ください。

なお、回答内容全般において参考となる貴社資料がある場合は、併せて資料提供いただけますと幸いです。

各質問への回答を貴社資料の提供で代替する場合は、エクセル内にその旨を明記してください。また、選択式の回答において、当てはまる選択肢がない場合は、回答欄に直接回答内容を御記入ください。

(3) 提出期限

令和7年6月20日（金）17時まで

(4) 提出方法

次のとおり電子メールで送付してください。

- ・ 宛先：system@city.toyota.aichi.jp（豊田市総務部情報システム課）
- ・ メール件名：【標準化】情報提供依頼に対する回答（貴社名）
- ・ 添付ファイル：①「様式1 回答書（Excel）」
②情報提供いただく業務システム分の「別紙1」および「別紙2」を記入回答したもの ※貴社資料で代替する場合は貴社資料

4. 情報提供依頼に対する質問

質問がある場合は、下記の方法で令和7年5月30日（金）までにお問い合わせください。

回答は令和7年6月6日（金）にホームページへ掲載します。

（質問方法）

- ・宛先：system@city.toyota.aichi.jp（豊田市総務部情報システム課）
- ・件名：【標準化】情報提供依頼に対する質問（貴社名）
- ・添付ファイル：「様式2 質問票（Excel）」

5. 情報等の取り扱い

- ・本情報提供依頼は、自治体システム標準化について広く情報を得るための手段としたものであり、契約を前提としたものではありませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・本情報提供依頼に対して、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。
- ・情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、回答内容等について照会又は追加の資料提供を依頼する場合があります。
- ・本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は御社の御負担でお願いいたします。
- ・提供を受けた提案、資料等については、本案件の豊田市関係者に限り、複写・配布がおこなわれる可能性があります。また、提供者に断りなく他社には提供しません。
- ・御提供していただいた情報・資料につきましては、返却致しません。

6. 問合せ先

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市 総務部 情報システム課

担当：三春、精廬、大地、篠田

TEL：0565-34-6611

E-Mail：system@city.toyota.aichi.jp